

## 阿賀野市農業委員会告示第 1 号

## 所有者を確知することができない農地について

下記農地は農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 1 5 日

阿賀野市農業委員会会長 見尾田 正行

## 記

## 1 農地の所在等 阿賀野市

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地の所有者等 の情報
堀越字向野 3024 番 2	畑	409	所有権	登記名義人 山賀 信治

農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地。

2 この告示は、農地法第 33 条第 1 項の農地について、同法第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して 2 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）。
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この告示があつた日から起算して 2 か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。